

(健Ⅱ613)
令和4年3月16日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺弘司
(公印省略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく国会調査に対する
協力依頼について

国は、旧優生保護法一時金支給法第21条に基づき、優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされており、当該調査については衆参国会調査室において行われております。

今般、国会において、旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（令和4年3月14日衆議院調査局厚生労働調査室長・参議院調査局厚生労働調査室長）により、医療機関及び福祉施設を対象とした調査が実施されることから、厚生労働省母子保健課より、本会に対して本調査に対する協力依頼の事務連絡がありました。

本調査では、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術の実施状況等を明らかにするため、医療機関及び福祉施設が保有する優生手術に関する記録や資料等についても提出が求められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和4年3月14日

別記団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく国会調査に対する協力依頼について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条において、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされており、当該調査につきましては衆参国会調査室において行われているところです。

厚生労働省は、国会当局からの協力依頼に基づき、当該調査に協力しているところではありますが、今般、国会において、旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（令和4年3月14日衆議院調査局厚生労働調査室長・参議院調査局厚生労働調査室長）により、医療機関・福祉施設を対象とした調査を実施することとなりました。

別添のとおり、医療機関及び福祉施設に対して調査を依頼したところですので、貴団体におかれては、会員医療機関・施設に対して周知いただくよう御協力をお願いいたします。

[照会先]

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 芝真理子 企画調整係 内山諒子 柳沼忠仁 松尾瞳

直通：03-3595-2544 FAX：03-3595-2680

(別記団体)

日本医師会

日本産婦人科医会

四病院団体協議会

全国社会福祉協議会

全国児童心理治療施設協議会

全国児童自立支援施設協議会

全国婦人保護施設等連絡協議会

全国身体障害者施設協議会

日本知的障害者福祉協会

日本重症心身障害福祉協会

全国肢体不自由児施設運営協議会

衆 調 発 第 7 号
参 調 発 第 3 号
令和4年3月14日

医療機関・福祉施設の長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長
(公 印 省 略)

参議院厚生労働委員会調査室長
(公 印 省 略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査
について (依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙)により実施しているところです。

つきましては、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間の優生手術の実施状況等に関して調査を行いますので、(別添1)の調査要領に基づき、(別添2)の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する記録や資料等の写しを令和4年6月30日(木)までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

[送付資料]

- ・(別添1) 調査要領
- ・(別添2) 調査票
- ・(別添3) 旧優生保護法関係法令参照条文

令和2年6月17日

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について

衆議院厚生労働委員会理事会
参議院厚生労働委員会理事会

1. 調査の目的

旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、旧優生保護法の制定・改正の経緯、社会的背景、優生手術の実施状況等に関して調査を行い、もって共生社会の実現に資することを目的とする。

2. 調査項目

- 旧優生保護法の立法過程
 - ・ 制定過程
 - ・ 改正過程
 - ・ 平成8年改正（優生関係規定の削除）の経緯
- 優生手術の実施状況等
 - ・ 法定手術の件数の推移、手術の実施状況、法定外手術の有無等
 - ・ 行政機関の果たした役割、民間団体の活動状況等
- その他
 - ・ 優生思想の歴史、諸外国における施策等

3. 調査期間

おおむね3年

4. 報告書原案の作成主体

報告書の原案は、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室が分担し、国立国会図書館の協力を得て作成する。

5. 手続等

- 衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参の厚生労働調査室に命令（国立国会図書館に対しては協力要請）する。
- 報告書の原案は、同じ内容のものを衆参の厚生労働委員長に提出する。
- 衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参議長に報告することが考えられる。

6. 作業手法

文献調査、資料収集、民間団体等を含む関係者からの説明聴取等

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の支給等に関する法律 概要

平成31年4月24日公布

第1 前文

- 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにする。
- 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

①又は②の者であって、施行日において生存しているもの。

① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。)

② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(④～⑥のみを理由とする手術等を受けたことが明らかな者を除く。)

④ 母体保護 ⑤ 疾病の治療 ⑥ 本人が子を有することを希望しないこと。
⑦ ⑧のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会:厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等(第21条)

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得よう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)

調査要領

(旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく医療機関・福祉施設調査)

1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成 31 年法律第 14 号) 第 21 条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法が存在した昭和 23 年から平成 8 年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、その実施状況等を明らかにするため、医療機関及び福祉施設が保有する優生手術に関する記録や資料等を把握・収集し、分析すること等を目的としています。

2. 調査事項

(1) 調査票の提出

調査票(別添 2)に必要事項をご記入の上、当方まで郵送願います。

なお、ご記入に当たっては、調査目的に鑑み、忌憚のない率直なご回答やご意見をお寄せ下さるよう、お願いいたします。また、既に退職された方を含め、当時の状況をご存じの方に可能な限りご確認の上、ご回答いただけると幸いです。

(2) 保有資料の提出

貴医療機関・福祉施設が保有している優生手術に関する記録や資料等について、その写しをご提供ください。

なお、資料等を PDF 等の形式にデータ化していただき、電子メールや DVD 等に保存して送付していただくことも差し支えありません。

<備考>

※優生手術：旧優生保護法第 3 条(第 1 項第 4 号及び第 5 号を除く。)、第 4 条又は第 12 条に基づき実施された生殖を不能にする手術をいいます。「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある記録や資料等は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する記録や資料等も対象になります。

※優生手術に関する記録や資料等：記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるカルテやケース記録等の個人記録のほか、優生手術に関する記載のある行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料をいいます。

(3) 資料等の提出方法

調査票(別添 2)及び貴医療機関・福祉施設が保有している優生手術に関する記録や資料等の提出に当たっては、お手数ですが同封の返信用封筒(料金受取人払郵便)により郵便局窓口から簡易書留にて発送してください。

返信用封筒に収まらない場合は下記照会先までご連絡ください。

(4) 留意事項

- ・本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認をお願いするものではなく、調査時点において、各医療機関・福祉施設が保有を確認している関連資料等について、回答・提出を求めるものです。また、回答・提出は任意です。
- ・ご提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個別の医療機関・福祉施設並びに患者・利用者及びご家族が特定されない範囲で適切に活用させていただきます。
- ・個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。
- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条の規定による個人情報の第三者提供に関する制限との関係につきましては、今回の依頼に伴う資料等の提供は同条第1項第4号に該当するものと解することができることから、あらかじめ本人の同意を得る必要はありません。（個人情報保護委員会事務局に確認済）
- ・各医療機関・福祉施設において必要と判断する場合には、個人情報の部分にマスキング等の処理をしていただくことは差し支えありませんが、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

3. 資料等提出期限

令和4年6月30日（木）までに調査票及び保有資料等の写しをご提出ください。

4. 資料提出先・本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員 竹浪、石橋、三條、喜古、木村

住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町2-2-1

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：yuuseihogo@shuginjk.go.jp

調査票（医療機関用）

医療機関名			
診療科	※昭和23年から平成8年までの間、下記の診療科を有していた場合ご記入ください。 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 神経科 <input type="checkbox"/> 産科 <input type="checkbox"/> 婦人科 <input type="checkbox"/> その他の優生手術に関連する診療科（ ）		
住所			
回答者名	(部署)	(氏名)	
電話番号		e-mail	

※当方より内容確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

1. 優生手術関連資料等の保有状況について

問1 貴医療機関の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。(☑は1つ)

- 保有している 保有している可能性がある 保有していない又はその可能性が高い
その他（ ）

問2 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。(☑はいくつでも)

当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。

- 優生手術申請関係書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録）
優生手術決定関係書類（優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録）
その他優生保護審査会関係書類（優生保護審査会の資料、議事録等の記録）
診療記録（カルテ等）又はケース記録
優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料
その他（ ）

問3 問1で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。(☑は1つ)

- 資料の全てを提供できる 資料の一部を提供できる 資料を提供できない
その他（ ）

資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。

--

2. 優生手術の実施状況等について

以下の問4～問7については、保有する記録や資料等、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲でご回答いただくようお願いいたします。

なお、本調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としております。本目的をご理解の上、できる限り調査に協力していただきますようお願いいたします。

問4 本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。

問5 本人同意による優生手術であっても、患者・障害者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問6 優生手術を行う際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

問7 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘について欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。

3. その他

問8 上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

1. 優生保護法

(昭和23年7月13日)
法律第156号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第2章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第3条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を

及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項第4号及び第5号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 第1項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第4条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

第5条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具備しているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第6条 前条第1項の規定によって、優生手術

を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から2週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

3 前2項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第7条 公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第8条 第4条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第5条第1項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第9条 公衆衛生審議会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。

(争訟の方式)

第9条の2 第5条第1項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第6条及び前条の規定によることよってのみ争うことができる。

(優生手術の実施)

第10条 優生手術を行うことが適当である旨の

決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が、優生手術を行う。

(費用の負担)

第11条 前条の規定によって行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。

2 前項の費用は、国庫の負担とする。

(精神病者等に関する優生手術)

第12条 医師は、別表第1号又は第2号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第20条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第21条(市長村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第13条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときは、優生手術を行うことができる。

第3章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

- 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 三 本人又は配偶者がらい疾患にかかっているもの
 - 四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 五 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。
 - 3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第21条（市長村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意をもって本人の同意とみなすことができる。

（受胎調節の実地指導）

- 第15条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行ってはならない。
- 2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。
 - 3 前2項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第4章 都道府県優生保護審査会 （優生保護審査会）

第16条 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第17条 削除 （構成）

- 第18条 審査会は、委員10人以内で組織する。
- 2 審査会において、特に必要があるときは臨時委員を置くことができる。
 - 3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、都道府県知事が任命する。
 - 4 審査会に、委員の互選による委員長1人を置く。
 - 5 審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条（報酬及び費用弁償）の規定を準用する。

（委任事項）

第19条 この法律で定めるもののほか、委員の任期、委員長の職務その他審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第5章 優生保護相談所

（優生保護相談所）

第20条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

（設置）

- 第21条 都道府県及び保健所を設置する市及び特別区は、優生保護相談所を設置しなければならない。
- 2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
 - 3 国は、第1項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令で定めるところにより、その経費の一部を補助す

ることができる。

(設置の認可)

第22条 国、都道府県及び保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。第三項において同じ。）の認可を得なければならない。

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によって医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなったときは、その認可を取り消すことができる。

(名称の独占)

第23条 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第24条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第6章 届出、禁止その他

(届出)

第25条 医師又は指定医師は、第3条第1項、第10条、第13条第2項又は第14条第1項の規定によって優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第26条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第27条 優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術又は人工妊娠中絶の施行の事

務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第28条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。

第7章 罰則

(第15条第1項違反)

第29条 第15条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(第22条第1項違反)

第30条 第22条第1項の規定に違反して、優生保護相談所を開設したものは、これを30万円以下の罰金に処する。

(第23条違反)

第31条 第23条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを10万円以下の過料に処する。

(第25条違反)

第32条 第25条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを10万円以下の罰金に処する。

(第27条違反)

第33条 第27条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(第28条違反)

第34条 第28条の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは3年以下の懲役に処する。

附則

(施行期日)

第35条 この法律は、公布の日から起算して60

日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第36条 国民優生法(昭和15年法律第107号)

は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第37条 この法律施行前になした違反行為に対

する罰則の適用については、前条の法律は、

この法律施行後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第38条 第25条の規定は、昭和21年厚生省令第

42号(死産の届出に関する規程)の規定によ

る届出をした場合は、その範囲内で、これを

適用しない。

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

第39条 第15条第1項の規定により都道府県知

事の指定を受けた者は、平成12年7月31日ま

でを限り、その実地指導を受ける者に対して

は、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大

臣が指定するものに限り、薬事法(昭和35年

法律第145号)第24条第1項の規定にかかわ

らず、販売することができる。

2 都道府県知事は、第15条第1項の規定に

より都道府県知事の指定を受けた者が次の

各号の一に該当したときは、同条同項の指

定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する

医薬品につき薬事法第43条の規定の適用

がある場合において、同条の規定による

検定に合格しない当該医薬品を販売した

とき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する

医薬品以外の医薬品を業として販売した

とき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受

ける者以外の者に対して、医薬品を業と

して販売したとき

3 前項の規定による処分に係る行政手続法

(平成5年法律第30号)第15条第1項の通

知は、聴聞の期日の1週間前までにしなけ

ればならない。

別表(第4条、第12条関係)

1 遺伝性精神病

精神分裂病

そううつ病

てんかん

2 遺伝性精神薄弱

3 顕著な遺伝性精神病質

顕著な性欲異常

顕著な犯罪傾向

4 顕著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞蹈病

遺伝性脊髄性運動失調症

遺伝性小脳性運動失調症

神経性進行性筋い縮症

進行性筋性筋栄養障がい症

筋緊張病

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障がい

白児

魚りんせん

多発性軟性神経繊維しゆ

結節性硬化症

先天性表皮水ほう症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足しよ角化症

遺伝性視神経い縮

網膜色素変性

全色盲

先天性眼球震とう

青色きよう膜

遺伝性の難聴又はろう

血友病

5 強度な遺伝性奇型

裂手、裂足

先天性骨欠損症

2. 優生保護法施行令（抄）

（昭和24年1月20日）
（政令第16号）

〔優生手術に関する費用〕

第1条 優生保護法（以下法という。）第11条に規定する優生手術に関する費用は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料並びに附添人を必要とする場合はその附添人の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料
- 二 手術料
- 三 入院料
- 四 注射料
- 五 処置料

2 前項の費用について、その額、支給方法その他必要な事項は、厚生大臣が定める。

〔審査会の委員の任期等〕

第9条 都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務遂行上の支障があり又は委員たるにふさわしくない行為があつたときを除いては、その意に反して解任されることがない。

〔委員長の職務〕

第10条 審査会の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員の互選により選ばれた委員が、その職務を代理する。

〔議事〕

第11条 審査会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもつて決する。

〔幹事及び書記〕

第12条 審査会に幹事5人以内及び書記3人以内を置く。

- 2 幹事及び書記は、都道府県知事が当該都道府県の事務吏員又は技術吏員の中から、これを命ずる。
- 3 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。
- 4 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

3. 優生保護法施行規則（抄）

（昭和27年8月4日）
（厚生省令 第32号）

（優生手術の術式）

第1条 優生保護法（以下「法」という。）第2条に規定する優生手術は、左に掲げる術式によるものとする。

一 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、2センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）

二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）

三 卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）
（卵管をおよそ中央部ではし、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざしてから結さつするものをいう。）

四 卵管間質部けい状切除法（卵管峽部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

（審査を要件とする優生手術の申請）

第2条 法第4条の規定による申請は、別記様式第1号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第2号による健康診断書及び遺伝調査書を添えなければならない。

（審査を要件とする優生手術の決定及び通知）

第3条 法第5条第1項の規定による決定は、申請を受理した日から30日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第3号(1)による決定通知書によらなければならない。

3 法第5条第2項の規定による通知は、別

記様式第4号による指定通知書によらなければならない。

（再審査の申請）

第4条 法第6条第1項の規定による申請は、その事由を記載した申請書を提出して行わなければならない。

（再審査の決定）

第5条 法第7条の規定による決定は、申請を受理した日から30日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第3号(2)による決定通知書によらなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の申請）

第6条 法第12条の規定による申請は、別記様式第1号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第5号による健康診断書及び別記様式第6号による同意書を添えなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の決定及び通知）

第7条 法第13条第1項の規定による決定は、申請を受理した日から30日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第3号(3)による決定通知書によらなければならない。

（指定医師の標識の交付）

第8条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第14条第1項の規定により医師を指定したときは、別記様式第7号による標識をその医師に交付するものとする。

(法第25条の届出)

第27条 法第25条に規定する法第3条第1項、第10条及び第13条第2項に関する届出は、別記様式第12号による報告書により、法第14条第1項に関する届出は、別記様式第13号による報告書によらなければならない。

2 都道府県知事は、法第25条の規定による届出を受理したときは、別記様式第14号による年報を作成し、翌年1月31日までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の経由)

第28条 第9条、第12条、第14条第1項及び第

2項並びに第15条第1項の申請、第14条第3項の提出並びに第13条第1項、第15条第2項及び前条第1項の届出は、住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 第16条の申請及び第18条の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。

3 第22条第1項の申請、第22条第2項及び第25条の届出並びに第26条第2項の報告は、施設所在地の保健所長を経由して行うものとする。

別記様式第一号(第二条、第六条関係)

付記 右優生保護法第 条の規定により優生手術を行うことの適否に関する審査を申請します。 年 月 日 都道府県優生保護審査会殿	申請者 (医師)			申請理由			優生手術を受くべき者			優生手術申請書
	氏名	住所	診療科名	現住所	住所	本籍	現住所	住所	本籍	
	考 備			性別	年月日生	氏名				

記載上の注意
 一「現住所」欄には、例えば病院にいる者については、その病院名及び所在地を記入する等現に本人のいる場所を記入すること。
 二「申請理由」欄には、優生保護法第四条又は第十二条その他関係条文を熟読の上その理由を詳記すること。
 三「備考」欄には、申請者が病院、診療所等を開設し、又は病院、診療所等に勤務しているときは、その病院、診療所等の名称及び所在地を記入すること。
 四「附記」欄には、優生手術の時期、場所、方法、医師その他について希望があれば、その旨を記入すること。
 五「右優生保護法第 条の規定により」の空白箇所には、第二条第一項による場合は「四」、第十六条第一項による場合は「十二」と記入すること。

別記様式第二号 (第二条関係)
(番号)

健康診断書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
病名	
発病後の経過	
現在の症状	
右の通り診断する。 年 月 日	
住所	
医師	氏 名

遺伝調査書				
優生手術を受くべき者	氏名	年齢	続柄	病名備考
本人の血族中遺伝病にかかった者			本人	
年 月 日	住所	医師	氏 名	

記載上の注意
「本人の血族中遺伝病にかかった者」の「氏名」欄には、遺伝病にかかった者の他自殺者、行方不明者、犯罪者、酒乱者等についても記入し、「病名」欄には、り病者については、その病名(病名不明の者及び自殺者、行方不明者等についてはその事実)を記入し、「備考」欄には、「病名」欄に記入すべき病名又は事実につき、調査者が直接その者について調査した場合はその旨、他人から聞いた場合はその相手方の氏名及び本人との続柄を記入すること。

別記様式第三号 (第三条関係)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第五条第一項の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。 なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日から二週間以内に、書面で、公衆衛生審議会に対して再審査を申請することができる。	
年 月 日	
殿	都道府県優生保護審査会 回
優生手術を行うことの適否	

記載上の注意
「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によって、「優生手術を行うことを適当と認める。」又は「優生手術を行う必要を認めない。」と記入すること。

別記様式第三号 (二) (第五条)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第七条の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。	
年 月 日	
殿	公衆衛生審議会 回
優生手術を行うことの適否	

記載上の注意
 「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によって、「優生手術を行うことを適当と認める。」又は「優生手術を行う必要を認めない。」と記入すること。

別記様式第三号(三) (第七条関係)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第十三条第一項の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。	
年 月 日	
殿	都道府県優生保護審査会 ㊦
優生手術を行うことの適否	

記載上の注意
 「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によって、「優生手術を行うことを適当と認める。」又は「優生手術を行う必要を認めない。」と記入すること。

別記様式第四号 (第三条関係)

優生手術実施医師指定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、生年月日及び性別	
右の者について優生手術を行うべき医師を次のとおり指定したので通知する。	
年 月 日	
殿	都道府県優生保護審査会 ㊦
優生手術を行うべき医師の住所及び氏名	

別記様式第五号 (第六条関係)
 (番号)

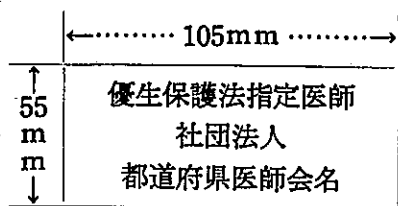
健康診断書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
病名	
発病後の経過	
現在の症状	
右の通り診断する。	
年 月 日	
住所	
医師 氏	名㊦

別記様式第六号 (第六条関係)
 (番号)

同意書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、生年月日及び性別	
右の者について優生保護法第十二条の審査を申請することに同意します。	
年 月 日	
保護義務者住所	
本人との関係	氏 名㊦

記載上の注意
 「本人との関係」には、後見人、配偶者、親権を行う者又は市町村長等と記入すること。

別記様式第七号(第八条関係)



別記様式第十二号(一)(第二十七条関係)
略

別記様式第十二号(二)(第二十七条関係)
略

別記様式第十三号(一)(第二十七条関係)
略

別記様式第十三号(二)(第二十七条関係)
略

別記様式第十四号(一)(第二十七条関係)
略

別記様式第十四号(二)(第二十七条関係)
略

編注) 別記様式第十二号~第十四号についてはP 7~P10参照。

<報告様式>

別記様式第十二号(一) (第二十七条関係)

優生手術実施報告書

平成 年 月 日	医師氏名	回
知事殿	病院又は診療所名	
	病院又は診療所の所在地	

平成 年 月分優生手術実施報告書を下記の通り提出する。

記

優生手術実施報告票 枚

別記様式第十二号(二) (第二十七条関係)

優生手術実施報告票 (平成 年 月分)

作成年月日 平成 年 月 日

(1)手術を受けた者の氏名		(2)手術を受けた者の性別	男 女
(3)手術を受けた者の居住地	都道府県 市区町村	(4)手術を受けた者の年齢	満 年
(5)該当条文	1 3条1項 号 2 4条 3 12条	(6)手術を受けた理由	
(7)手術を施した日	月 日	(8)手術の術式	
備考			

日本工業規格A列5番

記載上の注意

- 1 「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○でかこむこと。
- 2 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
- 3 「該当条文」欄には、該当するものの数字を○でかこみ、1に該当するものについては、優生保護法第3条第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
- 4 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となつた事実、たとえば本人が遺伝性精神病質、配偶者の親族が遺伝性精神病、配偶者が子瘡のため生命に危険、本人が精神分裂病等を記入すること。
- 5 「手術の術式」欄には、実施した術式を、優生保護法施行規則第1条による術式名で記入すること。

別記様式第十四号(一) (第二十七条関係)

優 生 手 術 年 報

(平成 年分)

作成年月日

都道府県名

厚1-4-3-1

昭和51年12月17日登録

区 分		20歳 未満	20 } 24歳	25 } 29歳	30 } 34歳	35 } 39歳	40 } 44歳	45 } 49歳	50歳 以上	不 詳	計
男	第3 条 該 当	第1号該当									
		第2号該当									
		第3号該当									
		第4号該当									
		第5号該当									
	小 計										
	第4条該当										
	第12条該当										
	計										
女	第3 条 該 当	第1号該当									
		第2号該当									
		第3号該当									
		第4号該当									
		第5号該当									
	小 計										
	第4条該当										
	第12条該当										
	計										
合 計											

日本工業規格A列4番